

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生環第482号

令和3年6月18日

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の公布について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）が令和3年6月16日に公布され、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。その趣旨及び概要等は、別添警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の公布について（通達）」（令和3年6月16日付け警察庁丙保発第6号）のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の公布について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。